

別紙 9（漁場保全の森づくり事業に係る運用）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のウの (イ) に掲げる漁場保全の森づくり事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容

沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの（以下この別紙において「森林の整備事業等」という。）について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。

1 漁場保全の森づくり事業

漁場保全の森づくり事業（以下この別紙において「森づくり事業」という。）とは、以下の (1) の漁場を対象とし、(2) の実施箇所において実施する森林の整備事業等をいう。

(1) 次に掲げるイ及びロを満たす漁場が対象であること。

イ 磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること

ロ 栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること

(2) 次に掲げるイ又はロのいずれかを満たす実施箇所であること。

イ 栄養塩類等の供給を目的とする場合にあっては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江等であって、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林

ロ 濁水の緩和等を目的とする場合にあっては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林

2 森林の整備事業等

第 2 に定める森林の整備事業等とは、以下に掲げる事業とする。

(1) 造林及び林道の開設又は拡張であって、別紙 6 森林整備事業に係る運用（以下この別紙において「森林整備運用」という。）第 2 の 1 から 4 及び森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 882 号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「環境保全要綱」という。）の第 2 の 2 に規定する事業に準じて実施する事業

(2) 保安施設事業であって、別紙 7 治山事業に係る運用（以下この別紙において「治山事業運用」という。）第 2 の 5 に規定する予防治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）並びに民有林補助治山事業実施要領（昭和 48 年 11 月 27 日付け 48 林野治第 2235 号林野庁長官通知）第 2 に規定する復旧治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）、流域保全総合治山事業、保安林総合改良事業及び防

災林造成事業に準じて実施する事業

第3 森づくり事業の基本方針

- 1 森づくり事業を実施しようとするときは、都道府県知事は対象地区ごとに別記様式第1号により森づくり事業の基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）を策定するものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 地区名
 - (2) 位置図等
 - (3) 地区の概要
 - (4) 整備の方針等
- 3 基本方針の提出
都道府県知事が国の助成を受けようとするときは、別記様式第2号により、水産庁長官に対し基本方針の提出を行うものとする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和9年度までとする。

第5 国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、森づくり事業に要する費用について助成することができるものとし、対象となる経費については次のとおり。

- 1 第2の2(1)に規定する事業のうち、森林整備運用第2の1から4に規定する事業に準じて実施するものについては、森林整備運用第6の1及び2の規定を準用するものとする。また、環境保全要綱第2の2に規定する事業に準じて実施するものについては、環境保全要綱第4の規定を準用するものとする。
- 2 第2の2(2)に規定する事業については、治山事業運用第3の(1)の規定を準用するものとする。

第6 実施要件

国庫補助の対象は、森づくり事業であって、これと同種の森林の整備及び保全に係る事業に係る実施要件に適合するものとする。

第7 その他

- 1 森づくり事業の実施に必要な事項については、特別の定めがある場合を除くほか、第2の2(1)に規定する事業については森林整備運用及び環境保全要綱を、第2の2(2)の事業については治山事業運用を準用するものとする。
- 2 この事業の実施については、森林法（昭和26年法律第249号）その他の

法令に定めるところによる。

第8 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別表1の1の(3)のイに基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものと見なす。
- 2 1により移行された地区の取扱いについては、別段の定めがあるものを除き、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱別紙30の第2の規定に基づいて、平成24年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

〔別記様式第 1 号〕

漁場保全の森づくり事業の基本方針

1. 地区名

2. 位置図等

都道府県		所管名		関係市町村名	
関係する漁場名					
位置図					

3. 地区の概要

--

4. 整備の方針等

現状と課題・問題点	
期待する漁場保全の効果	
整備の方針	

[記載要領]

1. 地区名

事業対象の森林又は河川流域等の名称とする。

2. 位置図等

1) 所管名

本土、北海道、離島、奄美又は沖縄のいずれかを記載。

2) 関係する漁場名

関係する漁場が複数ある場合には、複数の名称を記入する。

3) 「位置図」

事業対象の森林又は河川流域等と関係する漁場との位置関係が分かる図。その他関係する周辺の水産基盤整備事業計画・実施箇所についても、可能な限り位置図の中に記入することが望ましい。

3. 地区の概要

林況（森林（保安林）面積）、自然的特性（地形、地質、気象）、水産業（漁業実態、水産資源の動向、漁場特性等）の状況等を簡潔に記述する。

4. 整備の方針等

1) 「現況と課題・問題点」

事業対象地区における漁場環境の現況と課題・問題点について、簡潔に記述する。

2) 「期待する漁場保全の効果」

期待する漁場保全の効果（栄養塩類等の供給や濁水の緩和等）について、簡潔に記述する。

3) 「整備の方針」

上記1)、2)を踏まえ、本事業の整備方針について、対象漁場において水産基盤整備事業が実施される場合にはこれも含め、簡潔に記述する。

〔別記様式第 2 号〕

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事名

漁場保全の森づくり事業の基本方針

〇〇地区において、別添漁場保全の森づくり事業の基本方針を策定したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 9 の第 3 の 3 に基づき提出します。